

## 「農業振興地域内の農用地区域除外申出書」を提出予定の皆様へ

恵那市 農政課

農業振興地域制度は、国の法律によって、優良農用地の確保、保全を目的にしており、除外基準も法定化されています。

そこで、農用地区域からの除外を希望する場合は、いくつかの基準を守っていただく必要があります。

次の確認リストにより、全て当てはまることを確認してから申出書を提出してください。尚、提出いただきました申出書は、内容について市農政課で協議し除外要件に該当しないと認められた場合は、後日連絡させていただきます。

	確 認 項 目	確認欄
①	除外を希望する農用地は、農用地区域に指定されていますか。	
②	受付け時点で、既に農地を取得後から3年間を超えていますか。	
③	除外面積は必要最低限ですか。	
④	緊急（除外後1年以内）に転用する理由がありますか。	
⑤	農用地区域外の土地で、代替できる土地はありませんか。	
⑥	除外の目的要件は適当ですか。（裏面番号記入）	
⑦	除外により、農用地の集団化、農作業の効率化、その他農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれはありませんか。	
⑧	農用地利用集積計画（利用権設定）の対象（予定）地ではありませんか。	
⑨	除外により、ため池、排水路、農業用排水施設、農道等の土地改良施設に支障を及ぼすおそれはありませんか。	
⑩	国又は県の直轄又は補助による土地改良事業地区内であれば、工事完了公告後の、（その公告において工事完了日が示された場合は工事完了日の）翌年度から起算して8年経過していますか。また、8年未経過の場合は、非農用地設定がしてありますか。	
⑪	中山間地域等直接支払制度、農地・水保全管理支払交付金の交付対象地ではありませんか。	

※その他提出に当たっての留意事項

①上記の確認項目については、地元の農業委員さんと十分協議をして下さい。

②申出書に添付する写真は、3枚以上必要です。除外を希望する筆全体が写真の中に収まるように撮影して下さい。写真は3方向から、もしくは遠距離、近距離からのものを、またできるだけ直近のものを添付し、申出地番の番号と筆境界線を赤のマジックで記載し提出して下さい。

③申出書のおもて面の転用事業者とは転用後に実際に使用する方を示します。

（例えば、土地所有者が父親で農家住宅を息子さんが建てる場合は、土地所有者欄に父親、転用事業者欄に息子さんの住所、氏名を記入し、押印して下さい。）

④農地転用許可、開発許可、その他法令上必要なものについては、それぞれ事前に確認を行って下さい。

⑤その他、不明な点があれば、恵那市役所農林部農政係（内線373）まで、お問い合わせ下さい。

○農用地区域から除外する土地の利用目的についての適合性の基準（7要件）

目 的	条 件
①公用・公共用施設又は公益上必要な施設用地	地域住民の福祉の増進もしくは地域の整備の促進のために必要な施設の用地であること。 （例）社会福祉施設・医療施設・学校・公民館・公園・図書館・し尿処理施設・ごみ処理施設・火葬場など
②地域住民の生活上必要と認められる施設用地	①に掲げるもののほか、地域住民の日常生活に必要な店舗、事務所、作業所等の施設用地であること。ただし、地元の同意を得ること。また地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないものに限ること。
③農家住宅、農家分家住宅用地	「農家住宅」 農用地等を所有する農業者の住宅の用に供する用地であること。 「農家分家住宅」 農業者の子息等の住宅の用に供する用地であること。（分家とは、上記農家の世帯主の3親等以内で農業後継者）
④林地等への転用用地	農用地等を所有する農業者が、周辺の土地の状況、その他のやむを得ない事情により林地・養魚池等の用に供する土地とするものであること。
⑤農業上利用不能地	災害等により、当該土地の現状が農地以外のものとなり、原状に復することが困難であり、今後農業上の利用が不可能であると認められるものであること。
⑥農業施策を計画又は実施するために必要な施設用地（行政計画必要）	国・県の農業施策（農村生活環境整備・農村地域工業等導入実施計画に基づく工業導入地区等を含む。）を計画又は実施するための用に供せられる用地であること。
⑦特認事項（行政計画必要）	①から⑥までに掲げるもののほか、恵那市の開発計画に即した市の振興に資する事業の用に供する用地であること。

※ 国からの通知に基づき平成25年度から農業用施設用地につきましては、農用地区域から除外する土地の利用目的の対象から外れ、用途変更の届出となりますのでご注意ください。

※ 農家住宅等以外のいわゆる一般住宅（建売住宅、集合型開発、アパートなど）についても、第1種農地（集団性のある農地、土地改良している農地等）以外において、行政計画による特認事項にて農振除外を可能とします。（運用開始 平成31年1月から）

## 農業振興地域内の農用地区域除外申出書に係る添付書類

提出書類	提出部数	備 考	確認欄
農用地区域除外申出書	1部	詳細に記入すること (地元農業委員への協議を必ず行うこと)	
登記簿謄本	1部	交付場所：法務局（有料） ( <u>交付後3ヶ月以内のもの</u> ) (農地取得後3年を経過していることが確認できること)	
地番を表示する図面 (公図の写)	2部	交付場所：法務局、市役所税務課又は各振興事務所（有料）( <u>交付後3ヶ月以内のもの</u> ) 除外要望の土地中央にし、(赤色)で囲むこと 隣接地目及び隣接土地所有者を記入すること	
位置及び付近の状況を表示する図面	2部	住宅地図使用可（周囲100m） 除外要望の土地を（赤色）で囲むこと	
確約書	1部	(除外決定後の変更を行わない旨の書面) 参考様式第1号	
現況写真	2部	除外要望の土地を、3方向からそれぞれ撮影したもの(台紙にあわせてカットして下さい) ポラロイド不可（申請1ヶ月以内のもの）	
建物等の配置計画図及び排水計画図	2部	増築の場合は現況建物も含み、明示すること 縮尺、方位を記入し、除外申出地を赤、水路を青、道路を茶色で表記のこと	
理由書及び面積計算書（農家住宅 700㎡、分家住宅 500㎡を超える場合のみ）	1部		
入居家族構成のわかる書面 分家住宅は土地所有者の3親等以内の農業後継者（ <u>住宅（新築・増築）の場合</u> ）	1部	入居予定者全員の住民票の写し（交付後3ヶ月以内のもの） 分家住宅の場合転用事業者と土地所有者との続柄がわかる書面（戸籍謄本、3親等以内の農業後継者）（交付後3ヶ月以内のもの）	
植林計画書（ <u>植林の場合</u> ）	2部		
事業関係改良区理事長の同意書 ( <u>土地改良事業地内の場合</u> )	1部	各関係改良区へお尋ねください 土地改良事業を行った農地については、土地改良区へ <u>6月末</u> までに申請を行ってください。	
始末書（ <u>既に転用されている場合</u> ）	1部		
地元同意書（ <u>施設用地の場合</u> ）	1部		
隣接同意書（ <u>一般住宅の場合</u> ）	1部		
その他特に指示した時はこれに関する書面			

※ 登記簿謄本・公図・住民票・戸籍謄本を除き、提出書類はA4サイズでお願いします。

※ 添付書類を提出する前に、必ず除外を要望する土地の転用計画について、担当地区農業委員の意見を聞いてください。